

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第二十五条の規定によつて、平成二十一年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

平成二十二年六月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 行政文書の開示請求等の状況

(単位：件)

受付場所	区分	開示請求	任意開示の申出	合計
本庁（行政情報コーナー）		2,938	2,049	4,987
地方機関		129	65	194
警察本部（警察情報公開センター）及び警察署		620	15	635
地方独立行政法人		0	0	0
合計		3,687	2,129	5,816

注1 開示請求とは、条例第5条各号に掲げるものからの行政文書の開示の請求をいう。

2 任意開示の申出とは、条例第5条各号に掲げるもの以外のものからの行政文書の開示の申出をいう。

2 行政文書の開示請求者等の区分

(単位：件)

区分	開示請求者等の区分	件数
開示請求	県内に住所を有する者	2,600
	県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	745
	県内に存する事務所又は事業所に勤務する者	336
	県内に存する学校に在学する者	0
	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	2
任意開示の申出	条例第5号各号に掲げるもの以外のもの	2,133
合計		5,816

3 実施機関別の行政文書の開示請求等の処理状況

(単位：件)

区分 実施機関		開 示 請 求									任 意 開 示 の 申 出								合 計
		請 求 件 数	処 理								申 出 件 数	処 理							
			開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	却 下	取 下 げ		開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	取 下 げ	
知 事	会計管理部	9	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	危機管理監	4	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	総務局	183	67	54	1	3	53	2	0	3	537	0	537	0	0	0	0	0	720
	企画振興局	47	17	29	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
	環境県民局	140	20	116	0	0	3	0	0	1	4	4	0	0	0	0	0	0	144
	健康福祉局	129	97	24	0	1	6	1	0	0	72	67	2	0	0	1	2	0	201
	商工労働局	11	9	1	0	0	1	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0	0	14
	農林水産局	366	149	179	1	0	27	7	0	3	23	19	4	0	0	0	0	0	389
	土木局	1,136	149	897	1	2	76	4	1	6	323	41	275	0	0	0	0	7	1,459
都市局	402	355	41	0	0	3	2	0	1	1,125	1,061	42	0	0	22	0	0	1,527	
小計	2,427	865	1,350	4	6	171	16	1	14	2,087	1,193	862	0	0	23	2	7	4,514	
	教育委員会	248	46	191	1	0	8	0	0	2	15	8	5	0	0	2	0	0	263
	公安委員会	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	警察本部長	615	73	497	4	25	8	2	0	6	15	6	4	0	0	3	2	0	630
	選挙管理委員会	329	13	315	0	0	0	0	0	1	10	1	8	0	0	0	0	1	339
	人事委員会	16	9	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	監査委員	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	労働委員会	17	10	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	収用委員会	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	海区漁業調整委員会	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	内水面漁場管理委員会	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	公営企業の管理者	11	4	6	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	13
	病院事業の管理者	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3,687	1,031	2,383	10	31	188	18	1	25	2,129	1,208	881	0	0	28	4	8	5,816

4 不服申立ての状況

条例第7条第1項及び第2項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。（単位：件）

件数		処 理					
前年度 繰越分	当該 年度分	決 定				取 下 げ	継 続 審 理
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
416	49	6	2	10	2	2	443

5 情報提供の状況

区 分	利 用 者 数	利 用 資 料 数
行政情報コーナー	9,505人	11,624冊
警察情報公開センター	99人	99冊

注1 利用者数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせを行った人数の計

2 利用資料数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせがあった資料数の計